

2007年8月2日

公正取引委員会 経済取引局 取引部

取引調査室 団体訴権制度担当 御中

団体訴訟制度に関する研究会報告書「独占禁止法・景品表示法における  
団体訴訟制度の在り方について」に対する意見

日本生活協同組合連合会

公正かつ自由な競争秩序を維持するとともに、一般消費者の利益を確保するために、研究会で短期間に検討を進め、消費者団体に、景品表示法の不当表示についての差止請求権を与える「団体訴訟制度」の必要性を確認されたことに敬意を表します。

その上で、7月12日から開始された研究会報告書に対する意見募集について、早急な制度導入を求める立場から、以下の意見を提出いたします。

〈 意 見 〉

(1) 適格消費者団体の認定、更新について

消費者契約法で認定された適格消費者団体は、特段の手続きの必要なく「差止請求権を担う消費者団体」として認定されるよう、規定していただきたいと考えます。

(理由)

研究会報告書の中で、消費者団体の適格要件は「差止請求権を担う消費者団体が満たすべき要件としては、原則として、その制度の趣旨も基本的に同様であると考えられる消費者契約法において定められている要件を踏襲して検討すべきである」とまとめられています。

消費者契約法における適格消費者団体の適格要件は、きわめて厳格で、かつ、認定取消など厳しい処分の規定も設けられているものになっています。その適格要件は、消費者利益代表性、事業者からの独立性、専門性、業務規定の整備など「差止請求権を担う消費者団体」が満たすべき要件を十分に満たしているものと考えられます。

(2) 今後の検討課題について

- ① 差止請求の範囲について、景品表示法の不当表示に限定せず、独占禁止法への導入も含めて引き続き検討する必要があります。
- ② 損害賠償請求のあり方について、将来的な検討課題とすることが必要です。

(理由)

- ① 報告書では、差止請求の対象範囲について、独占禁止法への導入は見送られました。しかし、独占禁止法のなかにも不公正な取引行為を禁止する規定など、公正な競争が阻害されることにより、消費者が不利益を受けるケースもあると考えますので、引き続き検討する必要があります。
- ② 被害を受けた消費者の救済という視点から、差止請求だけでなく損害賠償請求のあり方についても、将来的な検討課題として明確に位置付けていただきたいと考えます。

(3) 意見募集終了後の検討の場の設定について

団体訴訟制度の導入に係る論点は多くあり、法改正前にそれらについて検討する必要があります。今後、意見募集の結果を踏まえて、あらためて公正取引委員会において検討する場を設けることが必要です。

以上